

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例（令和4年3月30日京都市条例第39号）（保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課）

手数料の適正化を図るため、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づく申請に対する審査及び法施行規則の規定に基づく申請に対する登録証の再交付に係る手数料を次のとおり改正することとしました。

区 分		単 位	手 数 料	
			改 正 前	改 正 後
動物の愛護及び管理に関する法律	第10条第1項の規定に基づく第1種動物取扱業の登録の申請に対する審査	1 件	15,000円。 ただし、第1種動物取扱業の種別の数が1を超えるときは、超える種別の数1ごとに10,000円を加えた額	22,000円。 ただし、第1種動物取扱業の種別の数が1を超えるときは、超える種別の数1ごとに15,000円を加えた額
	第26条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可の申請に対する審査		11,000円。 ただし、特定動物の種類数が1を超えるときは、超える種類の数1ごとに6,000円を加えた額	16,000円。 ただし、特定動物の種類数が1を超えるときは、超える種類の数1ごとに9,000円を加えた額
動物の愛護及び管理に関する法律施行規則	第2条第6項の規定に基づく第1種動物取扱業の登録証の再交付	1 件	円 1,100	円 1,600

この条例は、令和4年6月1日から施行することとしました。

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 39 号

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市衛生関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表動物の愛護及び管理に関する法律の項中

「

第10条第1項の規定に基づく第1種動物取扱業  
の登録の申請に対する審査

15,000円。た  
だし、第1種動物取  
扱業の種別の数が1  
を超えるときは、超  
える種別の数1ごと  
に10,000円を  
加えた額

を

」

「

第10条第1項の規定に基づく第1種動物取扱業  
の登録の申請に対する審査

22,000円。た  
だし、第1種動物取  
扱業の種別の数が1  
を超えるときは、超  
える種別の数1ごと  
に15,000円を  
加えた額

に、

」

「11,000円」を「16,000円」に、「1ごとに6,000円」を「1ごとに9,000円」に改め、同表動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の項中

「

1,100

を

「

1,600

に改める。

1,100

1,100

」

」

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課)